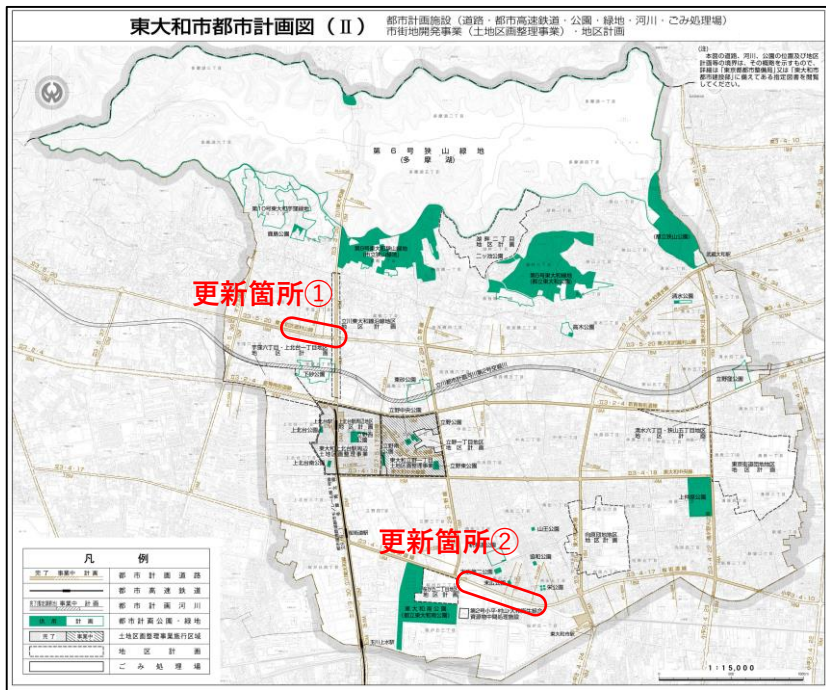


東大和市都市計画図 (平成30年3月調製) の裏面における記載事項に更新があるため、下記に該当箇所を示しています。



更新箇所①



更新箇所②



市街地開発事業 (都市計画法第12条)

名称	面積 (約ha)	計画決定年月日及び告示番号	備考
東大和市立野一丁目土地区画整理事業	14.7	平成7年3月20日 東大和市告示第6号	平成31年3月1日 換地処分

更新箇所③

地区計画 (都市計画法第12条の4)

地区整備計画 (都市計画法第12条の5)

名称	面積 (約ha)	計画決定年月日及び告示番号	
		当初決定	最終変更
桜が丘二丁目地区地区計画	5.5	平成15年4月3日 東大和市告示第28号	平成30年4月1日 東大和市告示第11号

更新箇所④

都市計画施設 (都市計画法第11条)

道路

種別	名称		幅員 (m)	延長 (約m)	計画決定年月日及び告示番号	
	番号	路線名			当初決定	最終変更
幹線街路	立3・3・30号	立川東大和線	12~43	3.261	昭和36年10月5日 建設省告示第2295号	令和2年10月7日 東京都告示第1259号

更新箇所⑤

都市計画施設等の区域内における建築の規制

許可の基準 (都市計画法第54条)

建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、または除却することができるものであると認められるときは、許可を受けることができます。

- (1) 階数が2階以下で、かつ、地階を有しないこと。
- (2) 主要構造部が、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これらに類する構造であること。

※許可基準の緩和について

都市計画道路の区域及び公園・緑地の区域には、3階建て (高さ10メートル以下) を可能とする緩和規定があります。

更新箇所⑥